

事業者からの意見等

山梨県自動車整備振興会(11月分)

	意見など	回答(関東運輸局)
1	予備検査場でOBDの検査をしてもらうと、すぐに車検に反映されるのか？	機構におけるOBD検査実施前にOBD確認が行われると、その結果はすぐにシステムに反映されると聞いております。
2	OBDの検査を事前にしてある車とない車を検査場でどう分けで検査するのか？特に軽は2コースしかなく分けられるのか？	OBD検査開始時点(令和6年10月1日～)ではOBD検査の対象車数も少ないとから、OBDの検査を事前にしてある車とない車で検査コースを分けるような想定はしていないと聞いておりますが、OBD検査対象車の普及に伴い将来的には検査項目含め検討を進めて参りたい。
3	OBD検査対象機器の古い物は使用できるか判明するのはいつか？	OBD検査用のスキャンツールを指しているとの認識ですが、既存の整備用スキャンツールがOBD検査用として対応するかについては、OBD検査準備会合の資料4を参考にして頂くとともに、各スキャンツールメーカーにお問い合わせ頂きたい。 (OBD準備会合資料4) https://www.mlit.go.jp/jidoshia/content/001707721.pdf
4	支局への持込み検査時、現地でのOBD検査による混雑を避ける為コースレーン外での検査等を検討していただきたい。認証工場にてOBDシステムを整え事前検査して持ち込んだのに、ユーザー車検等での現地での検査によって混雑し時間が掛かる事の無いようお願いしたい。	機構におけるOBD検査は無線LANを介して実施するため、検査コース内はもちろん待機レーンにおいても実施可能であり、所要時間についても1～2分程度と外観検査実施中に検査完了できるものと聞いていますが、ユーザー車検含め現地での検査が混雑して整備事業者の皆様にご迷惑をお掛けしないようフレ運用期間の習熟も含め準備を進めて参りたい。
5	来年8月からのヘッドライト検査のロービーム測定について、ユーザーや外観からでは不具合がわからないので、車検入庫時に初めてヘッドライトの交換が必要となる車両が出てくると思われます。しかしヘッドライトは高額な為、低年式車では車両入れ替えも考えられ車検切れ間近では混乱の恐れがあります。どうか低年式車両では後1度、ロービームで不合格の場合ハイビームによる検査を実施して頂き、ユーザーに周知する猶予を与えていただきたいと思います。	機構において回答をお願いしたい。 (国の立場としては、頂いたご意見は本省自動車整備局にも報告させて頂きます。整備工場の先には自動車ユーザーがいるので、整備事業者や整備振興会が懸念されていること、①機構でロービーム不合格になった車両が指定工場に持ち込まれた際(限定保適の交付依頼があった際)の対応や、②機構で不合格となった場合の自動車ユーザーへの説明方法などについて、わかりやすい対応を要望することとしたい。)
6	先日、北海道でのジムニーの車輪脱落事故の未認証整備について、この機会に未認証整備をこれまでの指導より、メディア・関係省庁等と連携し重い罰則及び取り締まり等を実施していただきたい。	頂いたご意見につきましては本省自動車整備局にも報告させて頂き、国土交通省として適切な対応を取って参りたい。

=お知らせ=

令和5年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施致します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
南巨摩南	令和6年 1月 15日(月)	各 事 業 場 巡 回	10:00～16:00
上 野 原	3月 4日(月)	各 事 業 場 巡 回	10:30～16:00
東 八	3月 12日(火)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	3月 14日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	3月 15日(金)	振興会 実習場	9:00～16:00

街頭検査の実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
同時に大型車の車輪脱落事故防止を図るため、トルクレンチを使用して締付けトルクの確認を行いました。
街頭検査の結果は、以下のとおりです。

日時	実施場所	参加者	摘要
12月14日（木） 13：30～15：30	南巨摩郡 南部町福士 道の駅とみざわ駐車場内	運輸支局 自動車技術総合機構 南巨摩南支部 振興会 警察 山梨県	3名 1名 6名 1名 2名 6名
			総検査車両数 不良車両数 整備命令 口頭警告 車検切れ
			20台 4台 2台 2台 0台

主な不適合箇所 同一性・構造 保安装置 電気・灯火類

大型車ホイールナット締め付け点検実施台数 8台（緩み有り 7台）

硫黄分濃度測定結果 14台（基準値超え 0台）

※南巨摩南支部の皆様、
ご協力ありがとうございました。



締付けトルク確認の模様

OBD検査システムの「事業場ID申請」を受付けております

令和6年10月より、検査用スキャンツールを用いたOBD検査の本格運用が開始されます。この本格運用に向けたプレ運用(習熟期間)が10月から開始されました。

認証及び指定工場においてOBD検査及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムに「事業場ID申請」が必要となり、今年4月より「OBD検査ポータルサイト」において受付が開始されております。OBD検査システム及び登録に必要な情報は下記のOBD検査ポータルサイトからご確認願います。

(各種マニュアル類も下記のOBD検査ポータルサイトから入手できます。)

<https://www.obi.naltec.go.jp/>

～【OBD検査について】～

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必要になります。
(検査用スキャンツールを使用します。)

- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。
- OBD検査(確認)及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムへの利用申請が必要になります。なお、自工場でOBD検査(確認)を実施せずに対象車を車検場に持ち込む場合には、OBD検査を車検場で実施するため利用申請は不要となります。

OBD 検査開始までに必要な準備

1. OBD 検査システムへの事業場・利用者登録をしてください。
2. 特定 DTC 照会アプリをインストールしてください。

・OBD 検査システムは（独）自動車技術総合機構が構築・運用している、主に整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムで、以下の①～③を総称して「OBD 検査システム」と呼称しています。

①特定 DTC 照会アプリ

OBD 検査又は OBD 確認のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可能。

②利用者管理システム

アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）

③OBD 検査結果参照システム

アプリを用いて実施した OBD 検査又は OBD 確認の結果を閲覧

・OBD 検査システムを利用するためには、事前にシステム利用申請（事業場 ID 申請）をしていただく必要があります。また、事業場 ID 登録後にクライアント証明書を使用する端末へインストールの上、システムにログインいただき、特定 DTC 照会アプリを利用する検査員（指定工場のみ）・工具を登録していただく必要があります。

・OBD 検査又は OBD 確認を実施するためには、使用する端末に特定 DTC 照会アプリをインストールする必要があります。

・OBD 検査システムの利用については、（独）自動車技術総合機構が開設している OBD 検査ポータル及びポータルに掲載している操作マニュアルを参照ください。

3. 検査用スキャンツールを備えてください。

・OBD 検査又は OBD 確認に使用する検査用スキャンツールは、「認定検査用スキャンツール」である必要があります。

・認定検査用スキャンツールについては、（一社）日本自動車機械工具協会のウェブサイトを参照ください。

<振興会が実施する一括申請について(会員様向け)>

OBD検査システムの利用を希望する会員事業場の情報を振興会でとりまとめて、自動車技術総合機構(運用管理センター)に「事業場ID申請」を一括申請いたします。

振興会を経由した一括申請を希望される場合は、振興会ホームページ→会員ページ→会員専用ページ→振興会からのお知らせ→OBD検査システムのID一括申請について→PDF資料を参照していただき必要書類(Excelデータ)を添付の上、下記アドレス宛にメール送信にてお申し込みください。

なお、送信元であるメールの件名は「OBD検査システムのID一括申請」と入力して送信してください。

メールアドレス sidou@ams-net.jp

振興会ホームページ



The振興会ホームページ (Association Home Page) includes a CONTENTS menu with links to various sections like プロフィール, 自動車重量税・取得税, and 税金カード・税金について. It also features a Facebook and YouTube link. A red circle highlights the "会員ページ" (Member Page) button at the bottom.

The 会員専用ページ (Member Exclusive Page) displays a list of notifications (NEWS) from the association. One item is circled in red: "振興会からのお知らせ" (Notification from the Association). Below the notifications, there are links to AMS services: 車検予約システム (Vehicle Inspection Reservation System), FAINES (FAINES), 国土交通省リコール情報 (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Recall Information), and 環境家計簿 (Environmental Household Account Book).

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskaiin)

③OBD検査システムのID一括申請について
→PDF資料参照

②振興会からのお知らせ
ボタンをクリック

④必要書類(Excelデータ)を添付の上、
メール送信

なお、振興会が実施する一括申請は登録のみとなります。その後は自動車技術総合機構(運用管理センター)より申請完了及びクライアント証明書の招待コードのメールが届きますので、ご確認頂き、各事業場で作業(アプリのインストール等)を進めてください。

また、振興会での一括申請は複数の事業場から申請があることから、登録には一定の時間を要します。早急に事業場IDが必要な方は [OBD検査ポータル \(naltec.go.jp\)](http://naltec.go.jp)【独立行政法人 自動車技術総合機構】より個別に事業場登録をお願い致します。

<検査用スキャンツールの認定機器一覧の公開について>

令和6年10月より、OBD検査制度が導入されることに伴い、一般社団法人日本自動車機械工具協会のホームページにおいて、認定された検査用スキャンツール型式一覧表が掲載されております。

今後も随時更新されますので、必要に応じてご確認ください。

一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ <https://www.jasea.org/>

今月の配布物について

- 「国土交通省における経営力向上計画の認定を受けた整備事業者の生産性向上等に係る取組事例のチラシ」の配布について

国土交通省では、「中小企業等経営強化法」に基づき、認定された「経営力向上計画」の中から、令和5年度においても生産性向上等の取り組みに係るアンケート調査を整備事業者に対して実施しておりましたが、今般、当該認定事例のチラシを作成しました。

つきましては、会員の皆様に配布いたしますので、整備事業者における生産性向上等に係る取組事例の参考としてご活用ください。

- ・「国土交通省における経営力向上計画の認定を受けた整備事業者の生産性向上等に係る取組事例のチラシ」

各工場一枚(両面印刷)



圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車の点検基準の改正に伴う記録簿の記載方法について

圧縮水素 (CHG) 、圧縮天然ガス (CNG) 、液化天然ガス (LNG) を燃料とする自動車につきましては、道路運送車両法及び高圧ガス保安法の二法令による規制が適用されておりましたが、車両法に一元化されました。これに伴い点検基準が改正され、別表第3、別表第5、別表第5の2、別表第6、別表第7の点検箇所に点検項目が追加されました。

(施行日：令和5年12月21日) なお、液化石油ガス (LPG) については従前の通りです。

今後、点検記録簿は点検項目が追加されたものに改正されますが、当面の間、圧縮水素 (CHG) 、圧縮天然ガス (CNG) 、液化天然ガス (LNG) を燃料とする自動車の点検整備を行う事業場につきましては、次の記載例を参考に点検項目シールを貼付してください。

なお、点検項目シールは無料配布しますので、振興会窓口にてご注文ください。

記載例（シール貼付例）

別表第3（事業用自動車等）	その他の点検・整備項目等・主な交換部品 □※3ガス容器及びガス容器附属品の損傷[3] ※3CNG・LNG・CHGを燃料とする自動車に限り 大特・検査対象外軽自動車を除く
---------------	---

高圧ガスの燃料装置に係る審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

◆圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

◆次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

◆この取扱いは、令和5年12月21日から適用します。

■ 様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



独立行政法人
NALTEC
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和6年11月30日

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

様式 16 (4-25 関係)

年 月 日

ガス容器等再試験結果証明書

次の自動車のガス容器及びガス容器附属品は、1.に掲げる技術基準のうちレ点を付した基準に適合していることを證明いたします。

車名 : _____ 型式 : _____ 車台番号 : _____

1. 適合している技術基準（ガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る部分に限る。）

技術基準	
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 131 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 132 「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」
<input type="checkbox"/>	細目告示別添 133 「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」

2. ガス容器等再試験結果証明書の有効期限

有効期限: 年 月 日 ※ガス容器等再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。

3. ガス容器一覧

容器の製造番号又は容器の記号及び番号		容器の製造番号又は容器の記号及び番号
1		3
2		4

※記載欄が不足する場合は、必要に応じ欄を追加し記載すること。

4. ガス容器等再試験結果

○証票

容器証票に記載された車台番号の確認	適・否
車載容器総括証票に記載された充填可能期限の確認	適・否

○ガス容器

外観試験	適・否
漏えい試験	適・否
断熱性試験（液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器に限る。）	適・否

○ガス容器附属品

外観試験	適・否
漏えい試験	適・否

5. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

- (1) 本証明書は、道路運送車両法施行規則第36条第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項又は第42条第1項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。
- (2) 本則4-25(1)に掲げる試験機関に該当し、ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有しています。

上記内容に相違ありません。

試験機関等の名称及び所在地 :

確認者の氏名 :

リコール検索システムをご利用ください

整備事業者がリコール情報を確認する方法として、各自動車メーカーのホームページにアクセスし、車台番号等を入力することにより行っていますが、車両により異なるホームページにアクセスしなければならないなど煩雑であることから、国土交通省並びに日本自動車整備振興会連合会（日整連）ではリコール検索システムを展開しております。

入庫車両のリコール状況を確認する手段として標記検索システムのご利用をお勧めします。

リコール検索システム（国土交通省）（振興会ホームページからリンク）

The screenshot shows the JARA homepage with a navigation bar at the top. Below it is a 'CONTENTS' section with links to various news articles. A large central column displays several news items with titles and dates. At the bottom left, there's a '会員ページ' (Member Page) link, which is circled in red. On the right side, there's a sidebar with social media links and a '会員登録' (Member Registration) button.

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 ams パスワード amskai in)

The screenshot shows the JARA member page with a '会員専用ページ' (Member Exclusive Page) header. Below it is a list of links: '今月の会報', '振興会からのお知らせ', '商工組合からのお知らせ', '規約ダウンロード', and '警察への車両捜査協力のお願い'. At the bottom, there are several buttons for different services, one of which is circled in red.

②「国土交通省リコール情報」
ボタンをクリック

The screenshot shows the recall information search page of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. It features a large yellow banner with the text 'クルマの異常を連ラクダ!' and 'タカタ製エアバッグのリコール対象で異常破裂する危険性について' (Danger of abnormal rupture for vehicles equipped with Takata airbags). Below this, there's a search form with fields for '車名' (Car Name), '型式' (Model Type), and '届出日' (Submission Date). The 'リコール情報検索' (Recall Information Search) button is circled in red. To the right, there's a sidebar with information about reporting requirements and a note about the search results table.

③「リコール情報検索」ボタンをクリックし、
検索画面で車名、型式、届出日等を入力し
「検索」ボタンをクリック

① 日整連ホームページ下段へ

② 「リコール情報検索」ボタンをクリック

③メーカーを選択し、車台番号全桁を半角大文字で入力し、「検索する」ボタンをクリック

車両リコール状況確認

メーカーを選択し
車台番号を入力してください

メーカー

車台番号 (半角大文字で入力してください)

例) ABC-1234567890

申請は、 令和6年2月までに 電子制御装置整備の認証取得

令和6年3月末で認証取得の経過措置が終了します！

電子制御装置整備の認証開始

経過措置の期間※

認証が必要

R2.4.1

R6.4.1

※経過措置期間中に行える作業はR2.4.1以前
に行ったことがある作業のみです



運行補助装置☆または自動運行装置のある車両(R6.4.1以降)

☆衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサー
が取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

→電子制御装置整備の認証がない指定工場は、保適の交付はできません

→電子制御装置整備の認証がない認証工場等は、以下の作業はできません

認証がないとできない作業の例

スキャンツールをつないでのエーミング

認証を受けている事業者の標識
「特定整備(分解整備・電子制御装置整備)」

カメラ、レーダー、ECUの取り外し・取り付け
角度の変更

 関東運輸局長認証

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着

普通 小型 自動車特定整備事業



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



対象車両はこちら▶▶

電子制御装置整備の認証手続きは、管轄の運輸支局まで



国土交通省 関東運輸局

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。
国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場